

周南市地域公共交通会議事務局規程

平成27年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、周南市地域公共交通会議規約（平成27年4月1日制定。）第10条の規定に基づき、周南市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 交通会議の会議に関すること。
- (2) 交通会議の資料作成に関すること。
- (3) 交通会議の庶務に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、周南市公共交通対策担当を所管する課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、周南市の職員をもって充てる。

(専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他交通会議運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、周南市において定められている文書の取扱いの例による。

(公印の取扱い)

第6条 交通会議の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

2 交通会議の公印の保管、取扱い等については、周南市において定められている公印の取扱いの例による。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

別表 (第6条関係)

名称	形状	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	個数	管理者
周南市地域 公共交通会 議会長の印	周南市地域 公共交通会 議会長の印	てん書	24×24	会長名をもつ て発する文書	1	事務局長

周南市地域公共交通会議事務局規程新旧対照表

現行	改正案
<p>(職員等) 第3条 (略) 2 事務局長は周南市環境生活部生活安全課長をもって充てゐる。 3 (略)</p>	<p>(職員等) 第3条 (略) 2 事務局長は周南市公共交通対策担当を所管する課長をもって充てゐる。 3 (略)</p>